資料3-1

議題３　在級期間表の取り扱い及び初任給設定について（津島市、豊明市提出）

市名	回答		
	（１）在級期間表の廃止に伴い、昇格についてどのように運用しているか、または今後の運用の予定	（２）新卒枠の新規採用者に対して社会人経験等を加算しているか	「加算している」場合 その割合や方法について記載 （学歴・正規・非正規などの区分）
名古屋市	在級期間表の廃止に伴う昇格の改正は行っていない。また、今後の予定は未定である。	加算している	経験年数調整があり、経験年数（職員の職務との関係による換算あり）に対して18月（5年まで12月）につき4号給の割合で調整。
豊橋市	在級期間表の廃止の予定はない	加算している	正規で卒後経験年数による加算を設けている
岡崎市	当分の間は、在級期間表による運用を予定している。	加算している	国の経験年数換算表に準じた換算率を用いて勤務時間数に応じた割合で運用をしています。
一宮市	従前から在級期間の制度はなく、人事評価で昇格を行っている	加算している	学歴免許等の資格を取得した時以後の年数で、2年以上10年以下は、1年につき100分の50、11年以上20年以下は、1年につき100分の25を乗じて得た年数の合計を加算
瀬戸市	在級期間表を目安に該当年数の職員の在籍する各課公所の長に対し、推薦書を提出してもらい、昇格可と判断された職員の中から、人事課で検討を行い、昇格させる。	加算していない	
半田市	当面の間は、在級期間表を廃止せず、従前の運用を行う予定。	加算している	経験年数に応じた号給の加算をしている。 （正規100/100、非正規（フルタイム）80/100）
春日井市	初任給規則の在級期間表（級別資格基準表）と、別に定める昇格基準に従い、行政職３級以下等ポスト管理の必要のない職については、必要在級年数を満たし、かつ勤務評定点が一定以上である場合に昇格させている。 規則上はR8.4.1に在級期間表（級別資格基準表）を廃止しているが、当面は、従前の昇格基準に従い、これまでと同様に運用する。	加算している	【行政職】 公務員としての職務経験：100/100 民間企業での職務経験：80/100 その他（週30時間未満の職務経験等）：50/100 ※正規・非正規は問わない 学歴については初任給基準表及び経験年数調整表により反映
豊川市	「豊川市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」において、津島市と同様の運用をしている。令和７年人事院勧告を受け、内部で検討した結果、「級別資格基準表」は廃止せず、当面の間、今までと同様の運用をしていくことで労使交渉を行い妥結している。	加算している	以下の加算率で運用 ・正規（臨時の常勤含む）：100/100 ・臨時（20H以上40H未満）：50/100 ・臨時（20H未満）：25/100
津島市	議題提案市のため、各市の状況を参考にさせていただきます。	加算している	公務員期間等で採用後の職務に直接役立つものは、100分の100加算としている。
碧南市	在級期間廃止について検討中	加算している	経験年数を１２月（５年を超える経験年数は１８月）を除した数に４を乗じた数を号数に加算。
刈谷市	従来は、在級期間表に記載される年数を昇格基準の最低年数としつつ、実際の昇格年数は内規で規定した年数としておりました。本市では、令和８年度から在級期間表を廃止しますが、引き続き内規に従った運用とする予定です。	加算している	最終学歴後の経歴に対し、加算を行っている。 例）同職種の公務員：100/100、常勤の民間経験者：80/100等
豊田市	内規化して運用。	加算している	大卒の場合、前歴加算は8年まで。 5年（60月）×3/4月（15号）＋3年（36月）×1/2月（6号）＝21号
安城市	まだ廃止しておらず、今後については未定。	加算している	国の経験年数換算表を使用して職務経験を加算している。 ※正規雇用期間のみ加算対象。 ※前職の職務内容や採用職種によって換算率は異なる。
西尾市	在級期間表の廃止は見送り、現行のままの運用をしています。来年度改正に向け在級期間表及び昇格の運用について検討する予定です。	加算している	【経験年数加算について】公務員（正規）は100%、民間（正規）は80%、アルバイト等は25%で加算。
蒲郡市	在級期間表を廃止しない	加算している	経験年数換算表に基づいて、公務員経験や職務に直接有用な職歴については100/100、それ以外の民間経験等は80/100の換算率で経験月数を計算し、加算している。
犬山市	在級期間表の運用をまずは継承していく方針	加算している	学歴100/100 正規80/100 ※専門職など、経験が直接業務に活かせる職については100/100

議題３　在級期間表の取り扱い及び初任給設定について（津島市、豊明市提出）

市名	回答		
	（１）在級期間表の廃止に伴い、昇格についてどのように運用しているか、または今後の運用の予定	（２）新卒枠の新規採用者に対して社会人経験等を加算しているか	「加算している」場合 その割合や方法について記載 （学歴・正規・非正規などの区分）
常　滑　市	現状、在級期間表を廃止していない。対応については検討中。	加算していない	
江　南　市	令和8年4月1日付の昇格については、過去の在級期間表を踏まえ、決定しています。今後については現在検討中であり、近隣自治体の動向を確認しながら検討を進めていく予定です。	加算している	同一職種の正規職員の場合は100/100、民間企業等の正規職員などは80/100、非同一職種の非正規職員などは60/100で換算しています。
小　牧　市	人事院規則に倣い、R8.4.1付で、在級期間表を廃止するが、当面の間は、在級期間廃止前の運用に基づき、昇格を行う。	加算している	・職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務である場合はその勤務月数の100/100加算 ・直接役立つとは認められないが、正規職員として勤務していた場合はその勤務月数の80/100加算） ・非正規の場合はその勤務月数の25/100加算 （上記の加算上限は合計48月まで） なお、学歴加算については、小牧市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第14条の2（別表4）の経験年数調整表による。
稲　沢　市	検討中。当面は従来通りの昇格スケジュールで運用していく。	加算している	正規職員…100％ 会計年度（保育士のみ）…80％ 契約・派遣社員等…50％ アルバイト・無職…25％
新　城　市	在級期間表廃止後の運用を確立するまで、従来どおり在級期間表による昇格を行う。	加算している	公務員、民間企業、無職等その他の期間等の区分ごとに正規、非正規（週30時間基準）の別により換算率を設定している。
東　海　市	昇格については、これまで規則の内容を踏まえ、毎年度、昇格基準の決定を行い実施している。今後も同様の運用を行う予定である。	加算している	経験者採用と同様
大　府　市	在級期間表の廃止の具体的な時期は未定	加算している	公務員：100％、民間：80％、その他・無職期間：25％を乗じた期間を加算経験年数としている。
知　多　市	現状在級期間表を廃止しておらず、従来どおりの運用となっている。今後については未定。	加算している	学歴区分に応じて、一定期間を経験年数に含めずに加算（例：大学卒の場合、卒業から３年間を経験年数として含めない）
知　立　市	令和8年4月時点において、在級期間表の廃止は行っておりません。 今後の扱いについては、検討予定です。	加算している	【職歴】 経験年数1年（12ヶ月）につき 4号給 加算し、経験が5年を超える部分については、18ヶ月につき4号給とする。 経験年数については以下のとおり換算する。 正規：100分の100～100分の50（従事していた職種等により異なる） 非正規：100分の50～100分の25（従事していた職種等により異なる） 【学歴】 通常の初任給基準よりも高い学歴や、職務に直結する専門的な資格等を持つ場合は、号給に上乗せしている。
尾 張 旭 市	原則、今までと同様の運用予定	加算している	【正規職員】 ・職務にその経験が直接役立つと認められる期間は100/100 ・民間企業で、職務にその経験が直接役立つと認められる期間は80/100 【非正規】 ・職務にその経験が直接役立つと認められる期間は50/100 ・民間企業で、職務にその経験が直接役立つと認められる期間は25/100
高　浜　市	現行の運用を継続中。今後の運用については検討中。	加算している	学齢：在学期間を１００％換算して調整。 経験者：地方公共団体等　１００％換算（非正規であっても常時勤務または準ずる場合） その他の企業等　職務の経験が職員として直接役立つ場合１００％換算、それ以外８０％換算
岩　倉　市	在級期間表にある必要在級期間を基準として昇格を管理していましたが、人事院勧告に従い在級期間表を廃止しました。ただし、今後の運用方法についての検討を重ねている段階のため、あと数年は以前と同じ運用を行う予定です。	加算している	採用学歴卒業後の期間について、次の換算率により号給を加算している。 ・正規社員（民間）：80/100 ・正規職員（公務員）：100/100 ・大学院等（課程修了）：100/100 ・その他の期間：25/100

議題３　在級期間表の取り扱い及び初任給設定について（津島市、豊明市提出）

市名	回答		
	（１）在級期間表の廃止に伴い、昇格についてどのように運用しているか、または今後の運用の予定	（２）新卒枠の新規採用者に対して社会人経験等を加算しているか	「加算している」場合 その割合や方法について記載 （学歴・正規・非正規などの区分）
豊　明　市	原則、従前の運用を継続予定。 必要なポストが生じ、早めに昇格させる必要等が生じた場合には、人事評価等を踏まえ実施する可能性はある。	加算している	・公務員の経歴については、100/100加算 ・会計年度任用職員であり、同様の職種、職務内容の場合、50/100加算
日　進　市	以前の運用を基準としつつ、他自治体の動向を注視し検討を進める。	加算している	正規職員期間に関して、職員としての職務にその経験が直接役立つと認めれらる期間100/100、民間企業の場合50/100
田　原　市	当面の間、在級期間表を廃止しない。	加算している	経験月数換算割合は、正規の勤務時間に応じて設定。週35ｈ以上で100％ 換算月数のうち、5年までは12/12、5年超は12/18（公務員については12/12）で除算
愛　西　市	これまでの運用を維持しつつ、徐々により実力本位で適任者を昇格させる。	加算している	学歴及び正規職員期間。職務の内容に応じて割合は計算している。
清　須　市	従前の在級期間を参考とする	加算している	学歴：100/100 職歴：職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間100/100（常勤） 80/100～30/100（非常勤）
北名古屋市	在級期間表の廃止の趣旨を考慮しつつ、これまでの昇格者との均衡を保つために運用を検討中です。	加算している	学歴免許については国と同様。民間での職務経験は、正規・非正規、類似する職務内容か否か、1週間当たりの勤務時間等で分類し、それぞれに割合を掛けて、経験年数を算出している。
弥　富　市	検討中	加算している	経験年数の月数を12で除した数に４を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給
みよし市	これまでの在級期間表による運用を参考としつつ、今後は他市町の状況を参考とし検討してまいります。	加算している	規則で定める経験年数換算表による。
あ　ま　市	今後も従前のものを参考にして運用する予定	加算している	地方・国家公務員等の在職期間がある場合は100/100、民間の在職期間がある場合は50/100換算した年数を経験年数としている。ただし、非正規としての期間は除外する。
長久手市	既存の在級期間は活用しないことと考えておりますが、具体的な判断基準は決まっておらず苦慮しております。他自治体様の検討状況を参考とさせていただきたいです。	加算している	経験分（大学院100/100、正規80/100、非正規25/100）を加算しています。

資料3-2

議題３　在級期間表の取り扱い及び初任給設定について（津島市、豊明市提出）

市名	回答	
	（３）過去の採用者に対して職員間の均衡を図るために対応する事例	（４）その他課題や検討状況について
名古屋市	人事院規則の改正と同様の改正を実施していないことから、特段の対応は行っていない。	現在、具体的な検討は行っていない。
豊橋市	特になし	社会人経験を持つ新卒枠の職員について昇格を早めるよう基準を改正することを検討中。
岡崎市	特になし	
一宮市	事例はありません	特になし
瀬戸市		在級期間表を目安にしなくなった際に、昇格のための公平な基準をどのようにするか。
半田市	在級期間表を廃止していないため、職員間の不均衡は生じていない。	今後、在級期間表を廃止するかどうかや、その場合の運用方法はどうするかなどの課題が考えられる。
春日井市	なし	
豊川市	過去の採用者に対して職員間の均衡を保つため、人事院規則の改正による「経験年数を一律に１２で除す」調整を行わない対応をしている。	・過去の採用者に対して職員間の均衡を保つ目的もあり、「級別資格基準表は廃止しない」及び「経験年数を一律に１２で除す調整はしない」としているが、国準拠ではない運用のため、近隣市の動向を踏まえ、今後も継続的に検討が必要。
津島市	過去の採用者に対して職員間の均衡を図るための事例はありません。	
碧南市	なし	なし
刈谷市	事例はありません。	
豊田市	特になし	
安城市	運用内規上の換算率を変更した際は、同じ試験枠で過去に採用した者にも適用し、号給を再度決定した。	加算方法について見直し中。
西尾市	特になし	令和6年度時に在級期間表が改正され、公務員・民間企業経験のくくりが一つになり、職務に役立つと認められる場合100%換算となったが、判定基準が定まっておらず運用方法が課題になっている。
蒲郡市	特に分けることなく、前歴換算し初任給を算定をしている。	在級期間表を廃止した場合の、具体的な昇格時期及び対象者の取り扱いについて。
犬山市	特に想定していない	特になし
常滑市	現状も経験年数を一律12で除しており、影響がない。	
江南市	過去の採用者に対しての初任給設定について、不均衡な職員がいるか把握し、必要に応じて昇給させるなどの対応をする予定です。	
小牧市	なし	在級期間表廃止後の昇格基準については、これから検討していく予定
稲沢市	特になし	5年以上の経験年数加算方法の変更に伴う過去の採用者との均衡の図り方
新城市	特になし	在級期間表に代わる昇格基準の検討を行っている。
東海市	過去の採用者のうち、令和８年３月３１日時点で１級の職員については、初任給格付け時の経験年数を一律１２で除した場合の格付けとこれまでの計算方法による格付けに差が生じる場合にはその差分を調整した。	
大府市	対象外	
知多市	現状なし	どこまでの影響が生じるか不明なため、近隣市の動向を注視しながら導入の要否を含めて検討している。
知立市	特に対応しておりません。	―
尾張旭市	検討中	今年度規則を改正予定
高浜市		
岩倉市	なし	
豊明市	現状、特になし。 他の団体の事例があれば参考にさせていただきたい。	人事評価や能力実証のみではなく、一定程度在職年数等の目安がないと初任給設定や昇格の運用は難しいと考える。
日進市	特になし。	
田原市		
愛西市	特にありません	
清須市	検討していない	
北名古屋市		
弥富市	経験者試験採用者においては、初任給の再計算を行い、本来付与されるべき級と号俸に調整した。	
みよし市	特にありません。	特にありません。
あま市	特になし	特になし
長久手市	現時点では、制度改正前の職員まで遡及することは考えておりません。	人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の経験年数換算表においても「100/100以下」と示されており、どの部分をどの程度の換算率とするかも併せて検討中となっております。